

継続審査中の請願・陳情について（区民環境委員会）

環境清掃部 環境保全課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 87 号 分煙環境の整備促進に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 江東区たばこに関する基本方針に定められた受動喫煙防止のさらなる推進と、喫煙者がルールやマナーを守って喫煙できる分煙環境整備のため、下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) 公共喫煙場所の増設または維持、改善を積極的に進めること (2) 民間事業者に対する公共喫煙場所整備のための助成制度を創設すること (3) 喫煙所の新規創出や、既存喫煙所が都受動喫煙防止条例に定める配慮義務や技術的基準を満たす喫煙所となるよう改善と指導を実施し、また、整備には地方たばこ税の一部を活用すること 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 9 月 12 日	1 審査経過 令和 5 年 10 月 10 日 令和 5 年 12 月 12 日 令和 6 年 3 月 7 日 令和 5 年 6 月 17 日 令和 6 年 10 月 7 日 令和 6 年 12 月 3 日 令和 7 年 3 月 7 日 令和 7 年 6 月 26 日 令和 7 年 10 月 6 日 令和 7 年 12 月 3 日 令和 8 年 3 月 6 日 2 審査概要 区有地における新規設置については、場所の選定等、継続的に取り組むとともに、令和 7 年度から民間の閉鎖型喫煙場所への維持管理費等の助成や協力店登録制度を開始し、令和 8 年度予算では、施設整備費助成の予算の計上を行う等、指定公衆喫煙場所としての活用推進に取り組んでいる。 既存喫煙場所の維持・改善については、既存の衝立型喫煙所について、順次、閉鎖型への移行に向け調整を行っており、令和 8 年度は潮見駅と南砂三丁目公園の 2 箇所の改修を予定している。 地方たばこ税については、普通税であるため使途が特定されていないが、喫煙場所の整備の際には、適正に活用されていくものと認識している。	

継続審査中の請願・陳情について（区民環境委員会）

環境清掃部 環境保全課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 88 号 喫煙環境整備に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) 公共喫煙場所の新規設置と既存の喫煙場所を維持すること (2) 地方たばこ税を活用して喫煙場所の新規設置や整備をすること 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 9 月 12 日	1 審査経過 令和 5 年 10 月 10 日 令和 5 年 12 月 12 日 令和 6 年 3 月 7 日 令和 5 年 6 月 17 日 令和 6 年 10 月 7 日 令和 6 年 12 月 3 日 令和 7 年 3 月 7 日 令和 7 年 6 月 26 日 令和 7 年 10 月 6 日 令和 7 年 12 月 3 日 令和 8 年 3 月 6 日 2 審査概要 区有地における新規設置については、場所の選定等、継続的に取り組むとともに、令和 7 年度から民間の閉鎖型喫煙場所への維持管理費等の助成や協力店登録制度を開始し、令和 8 年度予算では、施設整備費助成の予算の計上を行う等、指定公衆喫煙場所としての活用推進に取り組んでいる。 既存喫煙場所の維持・改善については、既存の衝立型喫煙所について、順次、閉鎖型への移行に向け調整を行っており、令和 8 年度は潮見駅と南砂三丁目公園の 2 箇所の改修を予定している。 地方たばこ税については、普通税であるため使途が特定されていないが、喫煙場所の整備の際には、適正に活用されていくものと認識している。	

継続審査中の請願・陳情について（区民環境委員会）

区民部 課税課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 99 号 消費税インボイス制度の中止・廃止に関する日本国政府への意見書の提出を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 「消費税インボイス制度の中止・廃止を求める意見書を国に提出してください。」 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 10 月 4 日	1 審査経過 令和 5 年 12 月 12 日 令和 6 年 3 月 7 日 令和 6 年 6 月 17 日 令和 6 年 10 月 7 日 令和 6 年 12 月 3 日 令和 7 年 3 月 7 日 令和 7 年 6 月 26 日 令和 7 年 10 月 6 日 令和 7 年 12 月 3 日 令和 8 年 3 月 6 日 2 審査概要 本制度については、令和 5 年 10 月より開始されたが、国において円滑な実施に向け、事業者の不安解消、及び負担軽減のための様々な支援策を講じている。 また、税制に関しては、国会審議を経て、税制改正による法令に基づき適用されるものと認識しており、消費税収は、社会保障費の重要な財源と位置付けられていることから、区として中止・廃止を求める考えはなく、引き続き、税務署等関係機関と連携して制度の周知に努めていく。	

継続審査中の請願・陳情について（区民環境委員会）

区民部 課税課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 113 号 ふるさと納税制度の廃止に関する日本国政府への意見書の提出を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 「ふるさと納税制度の廃止を求める意見書を国に提出してください。」 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 11 月 20 日	1 審査経過 令和 5 年 12 月 12 日 令和 6 年 3 月 7 日 令和 6 年 6 月 17 日 令和 6 年 10 月 7 日 令和 6 年 12 月 3 日 令和 7 年 3 月 7 日 令和 7 年 6 月 26 日 令和 7 年 10 月 6 日 令和 7 年 12 月 3 日 令和 8 年 3 月 6 日 2 審査概要 現在のふるさと納税制度は、住民税の移転により受益と負担という地方税の原則を歪めるものであり、また、行き過ぎた返礼品競争などにより、本区の財政運営にも大きな影響を及ぼしていることから、看過できない状況となっている。 こうした状況に対し、特別区長会として、毎年国に対し同制度の廃止を含めた抜本的な見直しを求める要望書を提出している。 現時点において、区として単独で国に意見書を提出する考えはないが、引き続き、他区と連携し、国に廃止を含めた抜本的見直しを求めていく。	

継続審査中の請願・陳情について（区民環境委員会）

環境清掃部 環境保全課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 117 号 受動喫煙被害防止のための罰則付き 江東区内全域路上喫煙禁止条例の制定 に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけ てください。 (1) 受動喫煙被害防止のため、江東区 域内の公道や公開敷地、広場等の公 共空間を全面禁煙にする罰則付きの 条例を制定すること (2) ルール違反の喫煙行為の取り締まりを 厳格・厳正に行うこと。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 12 月 19 日	1 審査経過 令和 6 年 3 月 7 日 令和 5 年 6 月 17 日 令和 6 年 10 月 7 日 令和 6 年 12 月 3 日 令和 7 年 3 月 7 日 令和 7 年 6 月 26 日 令和 7 年 10 月 6 日 令和 7 年 12 月 3 日 令和 8 年 3 月 6 日 2 審査概要 (1) 段階的規制として、禁煙重点地区 10 ヶ所について、令和 7 年 10 月 1 日に規制時間の 24 時間化を行った。令和 8 年度には規制エリア の順次拡大に取り組んでいく。罰則付きの条例の制定については、 段階的な規制の状況の検証とともに、区民アンケート等も行い、令 和 9 年度に向けて条例改正に取り組んでいく。 (2) 喫煙行為は、そのこと自体に法的規制がなく、受動喫煙防止への 配慮は努力義務となっていることから、警察による取締りが可能な 刑事罰については慎重に検討する必要がある。そのため、警察との 連携については限定的であり、取締りの厳格・厳正化は難しいもの と考えている。	

継続審査中の請願・陳情について（区民環境委員会）

区民部 課税課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 6 陳情第 32 号 ガソリン税の見直しを求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 「下記の事項について、国に意見書を提出してください。」 (1) 租税特別措置法第 89 条（トリガー条項）を速やかに発動すること (2) ガソリン税に消費税を課税する二重課税を解消すること 3 請願・陳情の受理年月日 令和 6 年 6 月 19 日	1 審査経過 令和 6 年 10 月 7 日 令和 6 年 12 月 3 日 令和 7 年 3 月 7 日 令和 7 年 6 月 26 日 令和 7 年 10 月 6 日 令和 7 年 12 月 3 日 令和 8 年 3 月 6 日 2 審査概要 (1) ガソリン価格の高騰に対する対策は、国民生活安定のために必要と考えるが、トリガー条項については、地方揮発油税の税率の特例が廃止されたことに伴い、令和 7 年 12 月 31 日に廃止となっていることから、区として国に速やかな発動を求める考えはない。 現在、中東情勢の緊迫化などによる原油価格高騰に対する対策として、国による「燃料油価格定額引き下げ措置」が行われており、ガソリン価格については、一定水準への抑制が図られている。 (2) 国税庁の見解では、ガソリン税等は製造会社である石油メーカーが納税義務者となって負担する税金であり、その金額が製造コストとして商品価格に組み込まれて課税対象となることから、二重課税ではないと判断が示されており、区として国に見直しを求める考えはない。	

継続審査中の請願・陳情について（区民環境委員会）

区民部 区民課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 6 陳情第 46 号の 2 セクシュアルマイノリティの人権推進に係わる陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、(1)は区に働きかけ、(2)は意見書を国に提出してください。 (1) 同性パートナーの住民票上の続柄の記載を「夫（未届）」又は「妻（未届）」と届け出た場合に受理すること (2) 同性婚が認められ、戸籍に婚姻関係にあることを認める法案を早期に提出し、成立させること 3 請願・陳情の受理年月日 令和 6 年 9 月 10 日	1 審査経過 令和 6年10月 7日 令和 6年12月 3日 令和 7年 3月 7日 令和 7年 6月26日 令和 7年10月 6日 令和 7年12月 3日 令和 8年 3月 6日 2 審査概要 (1) 住民票の続柄は法律に基づく行政サービスの前提をなすものであり、現状では区独自の取り扱いは困難である。 (2) 同性婚の集団訴訟の高裁判決では、5 件が違憲、1 件が合憲と判断され、すべて最高裁に上告されている。今後の最高裁の統一判断や、国の動向を注視していく。	

継続審査中の請願・陳情について（区民環境委員会）

地域振興部 経済課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 6陳情第48号 国に「コメがない」事態をつくらない施策を求める意見書提出を求める 陳情（継） 2 請願・陳情の趣旨 国の農業施策において「コメがない」事態をつくらないよう、国への意見書を提出すること。 3 請願・陳情の受理年月日 令和6年9月10日	1 審査経過 令和6年10月7日 令和6年12月3日 令和7年3月7日 令和7年6月26日 令和7年10月6日 令和7年12月3日 令和8年3月6日 2 審査概要 米の需要量は今後も減少傾向が続くと見込まれており、国においては、行政による生産数量の調整、いわゆる減反政策を廃止し、産地生産者が中心となって需要に応じた多様な米の生産販売を行う形に見直しがなされている。 また、米の小売価格は、民間の取引環境の中で決定されるものであるが、国により、複数年契約等の推奨など、安定的な取引による米の需給と価格の安定が図られている。 なお、国の報告によると令和7年産の主食用米の生産量は平成29年以来、最高の見込みとなること等から、令和8年6月末の民間在庫量は、直近10年程度で最も在庫水準が高かった平成27年に匹敵する水準になると予測している。	

継続審査中の請願・陳情について（区民環境委員会）

区民部 課税課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 7 陳情第 24 号 国に対し、消費税減税及びインボイス制度廃止を求める意見書を提出することを求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 「下記の事項について、国に意見書を提出してください。」 1 消費税率を引き下げること 2 インボイス制度を廃止すること 3 請願・陳情の受理年月日 令和 7 年 5 月 29 日	1 審査経過 令和 7 年 6 月 26 日 令和 7 年 10 月 6 日 令和 7 年 12 月 3 日 令和 8 年 3 月 6 日 2 審査概要 本制度については、令和 5 年 10 月より開始されたが、国において円滑な実施に向け、事業者の不安解消、及び負担軽減のための様々な支援策を講じている。 また、税制に関しては、国会審議を経て、税制改正による法令に基づき適用されるものと認識しており、消費税収は、社会保障費の重要な財源と位置付けられていることから、区として減税・廃止を求める考えはなく、引き続き、税務署等関係機関と連携して制度の周知に努めていく。	

継続審査中の請願・陳情について（区民環境委員会）

地域振興部 スポーツ振興課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 7 陳情第 28 号 夢の島野球場の改善を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 水はけの悪い夢の島野球場のグラウンドを早急に改善していただくよう、区に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 7 年 6 月 2 日	1 審査経過 令和 7 年 6 月 26 日 令和 7 年 10 月 6 日 令和 7 年 12 月 3 日 令和 8 年 3 月 6 日 2 審査概要 夢の島野球場の雨による利用中止日数は、近隣の野球場と同程度である。 陳情者からグラウンド整備に適した土、施工方法があるということを経済情報提供されたため、当該情報も踏まえ、現在の維持管理費用と変わらない費用で、より水はけのよいグラウンドにすることが可能か検討している。	

継続審査中の請願・陳情について（区民環境委員会）

環境清掃部 環境保全課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 7 陳情第 32 号の 1 小学生がもっと区で楽しめるように、 そして健康でいられるための陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけて ください。 (1) 登下校ルートでの喫煙を禁止すること (2) 夜間の爆音での走行を禁止すること 3 請願・陳情の受理年月日 令和 7 年 6 月 25 日	1 審査経過 令和 7 年 10 月 6 日 令和 7 年 12 月 3 日 令和 8 年 3 月 6 日 2 審査概要 登下校ルートでの喫煙の禁止について、歩きたばこは既に区内全域 において条例で禁止をしており、今後は喫煙ルールの徹底や、状況に よりパトロールの強化を行うとともに、7 年度改定したたばこに関する 基本方針に基づき、重点禁煙地域の見直しや喫煙所の整備、罰則の導 入などを段階的に取り組んでいく。 夜間の爆音での走行禁止について、車の走行について所管する深川 警察署からは、騒音に関する相談があった場合にはその都度対応して いるが、陳情者の住所地域においては、パトロール中には問題も見ら れず、騒音の苦情もないとの報告を受けている。今後も警察と連携を して対応していく。	

継続審査中の請願・陳情について（区民環境委員会）

環境清掃部 環境保全課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 7 陳情第 44 号の 1 排煙能力を強化した議会棟の喫煙室の 存続及び徹底した分煙社会の実現に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけて ください。 (2) 徹底した分煙社会の実現を目指すとし た基本方針に沿った施策を推進すること 3 請願・陳情の受理年月日 令和 7 年 9 月 5 日	1 審査経過 令和 7 年 10 月 6 日 令和 7 年 12 月 3 日 令和 8 年 3 月 6 日 2 審査概要 受動喫煙を防止する観点から、江東区たばこに関する基本方針に基づき、禁煙重点地区の見直しや喫煙所の整備、民間喫煙所の費用助成の活用や協力店への登録の推進といった対策を進めている。 排煙能力が不足している屋内喫煙所の是正については、保健所が窓口となり相談や苦情の聞き取り、必要に応じて委託業者が測定を実施、違反があれば区職員が指導を行っている。 併せて、希望する事業者には、労働衛生コンサルタント等の専門アドバイザーを派遣して支援を行っている。	

継続審査中の請願・陳情について（区民環境委員会）

環境清掃部 清掃リサイクル課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 7 陳情第 50 号 家庭ごみの有料化はしないことを求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 「家庭ごみの有料化をしないよう、区に働きかけてください。」 3 請願・陳情の受理年月日 令和 7 年 9 月 29 日	1 審査経過 令和 7 年 12 月 3 日 令和 8 年 3 月 6 日 2 審査概要 家庭ごみの有料化は、令和 6 年度における東京二十三区清掃一部事務組合の第 6 次一般廃棄物処理基本計画の策定過程において、23 区一斉開始を想定するごみ減量施策の一つとして提案されたものである。 特別区として検討を進めた結果、令和 7 年度に特別区長会として、引き続き、実現に向けた検討を進めることを確認した。	

継続審査中の請願・陳情について（区民環境委員会）

環境清掃部 清掃リサイクル課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 7 陳情第 53 号 ゴミの有料化に反対する陳情 2 請願・陳情の趣旨 「家庭ごみ有料化をしないよう、区及び区を通じて区長会に働きかけてください。」 3 請願・陳情の受理年月日 令和 7 年 10 月 10 日	1 審査経過 令和 7 年 12 月 3 日 令和 8 年 3 月 6 日 2 審査概要 家庭ごみの有料化は、令和 6 年度における東京二十三区清掃一部事務組合の第 6 次一般廃棄物処理基本計画の策定過程において、23 区一斉開始を想定するごみ減量施策の一つとして提案されたものである。 特別区として検討を進めた結果、令和 7 年度に特別区長会として、引き続き、実現に向けた検討を進めることを確認した。	

継続審査中の請願・陳情について（区民環境委員会）

区民部 課税課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 7 陳情第 59 号 消費税 5%以下への引き下げとインボイス制度の廃止の意見書を国に提出することを求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 「消費税 5%以下への引下げとインボイス制度廃止を求める意見書を、国に提出してください。」 3 請願・陳情の受理年月日 令和 7 年 10 月 14 日	1 審査経過 令和 7 年 12 月 3 日 令和 8 年 3 月 6 日 2 審査概要 本制度については、令和 5 年 10 月より開始されたが、国において円滑な実施に向け、事業者の不安解消、及び負担軽減のための様々な支援策を講じている。 また、税制に関しては、国会審議を経て、税制改正による法令に基づき適用されるものと認識しており、消費税収は、社会保障費の重要な財源と位置付けられていることから、区として引き下げ・廃止を求める考えはなく、引き続き、税務署等関係機関と連携して制度の周知に努めていく。	

継続審査中の請願・陳情について（区民環境委員会）

地域振興部 スポーツ振興課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 7 陳情第 63 号の 1 荒川砂町水辺公園内、テニスコート 拡張計画の中止とテニスコート脇の 原っぱ（草地）の保全に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 荒川河川敷のテニスコートを拡張す る計画を中止し、草地部分における 現在の管理方法を維持すること 3 請願・陳情の受理年月日 令和 7 年 11 月 10 日	1 審査経過 令和 7 年 12 月 3 日 令和 8 年 3 月 6 日 2 審査概要 荒川砂町庭球場の拡張工事を行うにあたり、テニスコートが存在する荒川砂町水辺公園内に、テニスコート整備地である草地と類似の生態系となるよう配慮した代替の草地を創出しており、令和 8 年 4 月に工事は完了している。	

継続審査中の請願・陳情について（区民環境委員会）

環境清掃部 清掃リサイクル課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 7 陳情第 68 号 家庭ごみを有料化しないことを求める 陳情 2 請願・陳情の趣旨 「家庭ごみを有料化しないよう、区に働きかけるとともに、区を通じて区長会に働きかけて下さい。」 3 請願・陳情の受理年月日 令和 7 年 11 月 18 日	1 審査経過 令和 7 年 12 月 3 日 令和 8 年 3 月 6 日 2 審査概要 家庭ごみの有料化は、令和 6 年度における東京二十三区清掃一部事務組合の第 6 次一般廃棄物処理基本計画の策定過程において、23 区一斉開始を想定するごみ減量施策の一つとして提案されたものである。 特別区として検討を進めた結果、令和 7 年度に特別区長会として、引き続き、実現に向けた検討を進めることを確認した。	

継続審査中の請願・陳情について（区民環境委員会）

地域振興部 地域振興課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 7 陳情第 69 号の 1 モスク建設に伴う地域住民の様々な懸念についての陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記事項に係る条例を制定するよう、区に働きかけてください。 2 外国人が日本の法律やルールを遵守すること 3 請願・陳情の受理年月日 令和 7 年 11 月 18 日	1 審査経過 令和 7 年 12 月 3 日 令和 8 年 3 月 6 日 2 審査概要 区においては、「多文化共生推進基本指針」に基づき、地域住民と外国人が相互に理解し共に暮らせる環境づくりを進めるなど、多文化共生の推進に向けた取組を進めている。 また、国においては、「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」が示され、法令や既存ルールの遵守、各種制度の適正化が進められているほか、今後、各種施策の着実な推進が図られるとされている。 一方で、特定の外国人等を対象とした条例の制定については、基本的人権の保障の観点から困難であり、区としては、国の動向を注視しつつ、多文化共生の推進や生活ルールの周知等に取り組んでいく。	

継続審査中の請願・陳情について（区民環境委員会）

地域振興部 経済課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 7 陳情第 71 号 国に国民の主食である米の価格を統制することを求める意見書の提出に関する陳情（継） 2 請願・陳情の趣旨 国に対し国民の主食である米の価格を統制することを求める意見書を提出すること。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 7 年 11 月 27 日	1 審査経過 令和 8 年 3 月 6 日 2 審査概要 米の需要量は今後も減少傾向が続くと見込まれており、国においては、行政による生産数量の調整、いわゆる減反政策を廃止し、産地生産者が中心となって需要に応じた多様な米の生産販売を行う形に見直しがなされている。 また、米の小売価格は、民間の取引環境の中で決定されるものであるが、国により、複数年契約等の推奨など、安定的な取引による米の需給と価格の安定が図られている。 なお、昨年は、米の価格高騰への対応として、備蓄米の運用が見直され、令和 7 年 3 月から入札による売渡し、5 月からは随意契約による備蓄米の市場への放出が行われ、米の市場価格の安定化が図られた。	

継続審査中の請願・陳情について（区民環境委員会）

地域振興部 スポーツ振興課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 8 陳情第5号の1 亀戸野球場跡地に予定のスポーツ施設と亀島記念公園にボール利用スペースを作ることを求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 亀戸野球場跡地に予定しているスポーツ施設にボール利用スペースを設置すること 3 請願・陳情の受理年月日 令和8年2月10日	1 審査経過 令和8年3月6日 2 審査概要 亀戸野球場・庭球場は東京都が所管する亀戸給水所の上部に都が設置した施設であり、都から使用許可を受け、昭和45年から区民向けスポーツ施設として利用している。 老朽化に伴い、令和7年4月から本施設は休止している。 今後、都が既存の野球場・庭球場を撤去し、給水所の健全性を確認していく予定のため、都の健全性調査の状況を注視しつつ、都から提示されている荷重制限などの制約条件を踏まえ、地域のニーズも確認し、どのような施設を設置するか、検討していく。	